

陳 情 書

昨年 9 月 26 日、無実を訴え続けた袴田巖さんが、再審でようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから 43 年以上かかったこととなります。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無実になったとして、十分な救済と言えるでしょうか。

袴田事件は、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となりました。第一次再審請求では検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第二次再審請求で、ようやく提出された証拠によって再審開始が決まりました。

また、いったん再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることで審理が長引き、数年から数十年の時間が費やされます。袴田事件も 2014 年の再審開始決定に検察が不服申し立てをして、裁判のやり直しが確定するまでに 10 年もかかっています。

こうした下で、昨年 3 月に誕生した超党派の国会議員連盟は、加入者が全議員の半数を超え、議員立法による速やかな法改正を視野に入れ活動しています。

冤罪被害者の一刻も早い救済のため、速やかに再審法を改正する必要がある、次の事項について実現を求めます。

- 1、再審のためのすべての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てについて禁止を含む見直しをすること。
- 3、再審における手続を整備すること。

以上、意見書の提出を求めます。